

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月6日
【会社名】	K L a b株式会社
【英訳名】	K L a b I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 真田 哲弥
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03 - 5771 - 1100
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高田 和幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03 - 5771 - 1100
【事務連絡者氏名】	常務取締役 高田 和幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 282,744,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月28日付で関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載内容のうち、「第一部 証券情報 第1 募集要項」における発行価格等が本日決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

2 株式募集の方法及び条件

(1) 募集の方法

(2) 募集の条件

3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示してあります。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

< 前略 >

< 本制度の概要 >

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象役員に対して年168,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、平成30年3月28日開催の取締役会において、対象役員4名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式168,000株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を払込期日から当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日までと設定いたしました。

その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成30年3月29日から平成30年4月6日までの各取引日の終値の平均値(終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げます。)及び平成30年3月27日(取締役会決議日の前営業日)の終値である1,638円のうち、より高い金額とします(注)。当該払込金額の算出方法によれば、払込金額は本募集に係る取締役会決議日直前の市場株価と同じ金額又は当該市場株価よりも高い金額となることから、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

(注) 平成30年4月6日に決定されます。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

< 本制度の概要 >

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象役員に対して年168,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける対象役員に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

あらかじめ定められた期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、平成30年3月28日開催の取締役会において、対象役員4名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、当社の普通株式168,000株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。また、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを付与することを目的として、譲渡制限期間を払込期日から当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれも退任又は退職する日までと設定いたしました。

その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、平成30年3月29日から平成30年4月6日までの各取引日の終値の平均値(終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げます。)である1,683円及び平成30年3月27日(取締役会決議日の前営業日)の終値である1,638円のうち、より高い金額である1,683円とします。当該払込金額の算出方法によれば、払込金額は本募集に係る取締役会決議日直前の市場株価よりも高い金額となることから、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

< 後略 >

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

(訂正前)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	168,000株	275,184,000	
一般募集			
計(総発行株式)	168,000株	275,184,000	

(注) 1. 本制度に基づき、対象役員に割当てする方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、平成30年3月27日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,638円を基準として算出した見込額です。実際の発行価額の総額は、「第1 募集要項 1 新規発行株式(注) 1. 募集の目的及び理由<本制度の概要>」に記載の方法に従い、平成30年4月6日に決定されます。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第19～29期事業年度(平成30年1月1日～平成40年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の取締役：4名	168,000株	275,184,000	当社の第19～29期事業年度分金銭報酬債権

(注) 払込金額は、各割当株数に本自己株式処分に係る会社法上の払込金額を乗じた金額であり、平成30年3月27日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,638円を基準として算出した見込額です。実際の払込金額は、「第1 募集要項 1 新規発行株式(注) 1. 募集の目的及び理由<本制度の概要>」に記載の方法に従い、平成30年4月6日に決定されます。

(訂正後)

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	168,000株	282,744,000	
一般募集			
計(総発行株式)	168,000株	282,744,000	

(注) 1. 本制度に基づき、対象役員に割当てする方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社の第19～29期事業年度(平成30年1月1日～平成40年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額(円)	内容
当社の取締役：4名	168,000株	282,744,000	当社の第19～29期事業年度分金銭報酬債権

(2) 【募集の条件】

(訂正前)

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,638		1株	平成30年4月19日		平成30年4月20日

- (注) 1. 本制度に基づき、対象役員に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、平成30年3月27日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,638円を基準として算出した見込額です。実際の発行価格は、「第1 募集要項 1 新規発行株式(注) 1. 募集の目的及び理由<本制度の概要>」に記載の方法に従い、平成30年4月6日に決定されます。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第19～29期事業年度(平成30年1月1日～平成40年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(訂正後)

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,683		1株	平成30年4月19日		平成30年4月20日

- (注) 1. 本制度に基づき、対象役員に割当てる方法によるものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第19～29期事業年度(平成30年1月1日～平成40年12月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。